

仕様書

令和8年度ガソリン等購入（単価契約）は下記の仕様による。

1 規格

- (1) ガソリン JIS 2号
- (2) 軽油 JIS 1号

2 年間予定数量

別紙1 契約者（契約担当官等）及び予定数量一覧のとおり

※ 年間予定数量が増減しても、受注者は、異議を申し立てないものとする。

3 購入（単価契約）する官署、範囲及び給油場所

別表に示す各官署の所在地から半径3km以内に給油所を1箇所以上有する（番号11の官署においては半径6km以内）こととし、その他受注者の直営及び加盟する全国各地の給油所において給油することができるものとする。

ただし、有料道路の給油所を除く。

4 給油カードの発行

- (1) 発行に際して、発行事務手数料は無料であること。また、入会金、年会費等が無料であり、クレジット機能が付帯されていないこと。
- (2) 受注者は、令和8年4月1日までに別紙2「車両一覧」の車両台数分の給油カードを別紙1「契約者（契約担当官等）及び予定数量一覧」に示す官署へ発行するとともに、別紙2「車両一覧」の車両とは別に車両登録番号の表示をしていない予備カードを発行すること。
なお、令和8年4月1日までに給油カードの発行ができない場合は、給油可能な代替品等を準備すること。
- (3) 契約期間中に車両の変更又は追加があった場合は、発注者の指示に基づき、速やかに給油カードを発行すること。
- (4) 受注者は、給油カードの発行枚数及び発行官署・部署等のデータ管理を行い、発注者の要求に応じて、直近の給油カード発行一覧表（任意様式）を提出すること。

5 給油の方法等

- (1) 発注者側の職員が給油所に車両等を持ち込み、給油カードを提示したときは、当該職員が指示するところにより、速やかに給油できる体制を整えなければならない。
- (2) 給油所は、給油が完了したときは、給油年月日、品名、数量、給油車両等（給油カード番号を含む。）を示す番号を記載した給油伝票（様式任意）を作成の上、当該職員に交付若しくは発行しなければならない。

6 契約単価等

(1) 契約時の単価

別紙3「明細書」に定める調整後単価に、消費税額及び地方消費税額を加えた価格を契約時の単価とする。

なお、契約時における別紙3「明細書」②及び⑥の「資源エネルギー庁発表の給油所小売価格」は令和8年2月第3月曜日現在の価格とする。

(2) 給油する各月の単価

別紙3「明細書」の③及び⑦の調整額については、本契約期間中においては変動しないものとし、別紙3「明細書」の②及び⑥の「資源エネルギー庁発表の給油所小売価格」は、「給油する各月の前月第3月曜日（当該日付が行政機関の休日に当たる場合には、直近の調査日）現在の近畿局（福井県を除く。）の平均価格（小数点第2位未満は切り捨てる。）から、消費税額及び地方消費税額を差し引いた価格（小数点第2位未満は切り捨てる。）」により算出し、調整後単価に、消費税額及び地方消費税額を加えた価格を給油する各月の単価とし、5月以降は毎月変動するものとする。なお、軽油引取税の暫定税率が廃止となったとの計算式には軽油引取税を15円として計算をする。

また、受注者は翌月の各単価については、算定内容が明らかとなる一覧表を作成し、毎月末までに別紙1の契約者へ通知するものとする。

7 請求書

(1) 受注者は、給油した燃料について、一箇月分（月末締め）を取りまとめた給油一覧表を各官署及び部署別に作成し、請求書とともに、発注者に提出すること。

(2) 給油一覧表は、給油年月日、品名、数量、給油車両（給油カード番号を含む。）を示す番号及び一箇月分の合計金額を明らかにするとともに、給油カード毎に給油実績を表示すること。

8 その他

(1) 契約期間内に別表に示す各官署の所在地から半径3km以内の給油所の新設又は閉鎖により、変更があった場合は速やかに発注者に報告すること。

(2) 別紙1「契約者（契約担当官等）及び予定数量一覧」の官署、所在地及び別紙2「車両一覧」の車両番号等については令和8年4月1日現在予定であって、当該年度の途中において諸般の状況から変更することがありうる。

契約者(契約担当官等)及び予定数量一覧

番号	契約者	所在地	所属する官署(部署)	予定数量(ℓ)	
				ガソリン	軽油
1	支出負担行為担当官 近畿農政局長	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局(総務課、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村振興部、統計部、京都府拠点)、近畿農政局滋賀県拠点、大阪府拠点、兵庫県拠点、奈良県拠点、和歌山県拠点	37,220	100
2	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	4,000	-
3	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長	兵庫県三木市志染町三津田1525	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所加古川水系広域農業水利施設総合管理所、川代ダム管理所、鴨川・大川瀬ダム管理所、糀屋ダム管理所	3,500	800
4	分任支出負担行為担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所、大迫ダム管理所、津風呂ダム管理所	10,050	300
5	分任支出負担行為担当官 近畿農政局土地改良技術事務所長	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地	近畿農政局土地改良技術事務所	1,890	230
6	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東近江農地整備事業所長	滋賀県東近江市八日市緑町11-24	近畿農政局東近江農地整備事業所	1,500	-
7	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東条川二期農業水利事業所長	兵庫県加東市社490番地66	近畿農政局東条川二期農業水利事業所	1,920	-
8	分任支出負担行為担当官 近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長	京都府亀岡市安町野々神31-5	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所	2,670	-
9	分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所	5,550	-
10	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所長	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所	7,000	-
合 計				75,300	1,430

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	総務課	京都301や75-47
2	〃	京都301や69-07
3	〃	京都301め83-23
4	〃	京都302せ10-97
5	消費・安全部	京都480て・9-06
6	〃	京都480て・9-07
7	〃	京都480て・9-08
8	〃	京都400な51-84
9	〃	京都400な99-97
10	〃	京都400の44-73
11	〃	京都400の44-76
12	〃	京都400の76-69
13	生産部	京都400と52-89
14	〃	京都480て・9-09
15	経営・事業支援部	京都400の18-50
16	農村振興部	京都502や65-44
17	〃	京都503て9611
18	〃	京都301ひ・8-44
19	〃	京都301ふ23-78
20	統計部	京都400に97-12
21	〃	京都400は4654
22	〃	京都480み2844
23	〃	京都302つ12-40
24	京都府拠点	京都400は46-55
25	予備カード（企画調整室）	
26	予備カード（総務）	
27	〃	
28	予備カード（消費・安全部）	
29	〃	
30	〃	
31	予備カード（生産部）	
32	〃	
33	予備カード（経営・事業支援部）	
34	〃	
35	〃	
36	予備カード（農村振興部）	
37	〃	
38	〃	
39	〃	
40	〃	
41	予備カード（統計部）	
42	〃	
43	予備カード（京都府拠点）	
近畿農政局 24台（予備19）		

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	滋賀県拠点	滋賀400た34-95
2	〃	滋賀501め49-87
3	〃	滋賀400つ26-34
4	〃	滋賀301に96-48
5	〃	滋賀400て・3-96
6	〃	滋賀502た16-69
7	〃	滋賀480に26-50
8	予備カード	
9	〃	
滋賀県拠点		7台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	大阪府拠点	なにわ301ふ60-13
2	〃	なにわ400の91-41
3	〃	なにわ400の98-72
4	〃	なにわ502と・7-83
5	〃	なにわ502ふ75-96
6	〃	なにわ502ふ75-97
7	予備カード	
8	〃	
大阪府拠点		6台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	兵庫県拠点	神戸303た41-12
2	〃	神戸400の97-51
3	〃	神戸400は12-20
4	〃	神戸400の55-46
5	〃	神戸400は50-73
6	〃	神戸505せ58-10
7	〃	神戸400み96-81
8	〃	神戸505せ57-92
9	予備カード	
10	〃	
11	〃	
12	〃	
13	〃	
兵庫県拠点		8台(予備5)

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	奈良県拠点	奈良301ぞ71-58
2	〃	奈良400ぞ71-96
3	〃	奈良480く23-24
4	〃	奈良480ぞ77-15
5	〃	奈良400ぞ67-99
6	予備カード	
7	〃	
奈良県拠点		5台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 支出負担行為担当官 近畿農政局長

番号	官署又は部署	車両番号
1	和歌山県拠点	和歌山400ぞ92-69
2	〃	和歌山480こ18-65
3	〃	和歌山480こ98-10
4	〃	和歌山300ほ57-55
5	〃	和歌山501と17-82
6	〃	和歌山501と17-83
7	〃	和歌山400ち66-54
8	予備カード	
9	〃	
10	〃	
和歌山県拠点		7台(予備3)

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	淀川水系土地改良調査管理事務所	京都503た83-55
2	〃	京都350も15-15
3	〃	京都301や58-11
4	〃	京都581く94-89
5	〃	京都301ら48-47
6	〃	京都381さ17-17
7	予備カード（淀調）	
8	予備カード（淀調）	
淀川水系土地改良調査管理事務所		6台（予備2）

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長

番号	官署又は部署	車両番号
1	加古川水系広域農業水利施設総合管理所	神戸504に15-16
2	〃	神戸504す71-99
3	〃	神戸400ひ87-80
4	〃	神戸800ち10-12
5	〃	神戸800そ60-58
6	川代ダム管理所	神戸800ち77-63
7	〃	神戸504ま67-77
8	〃	神戸800そ60-59
9	鴨川・大川瀬ダム管理所	神戸800ち77-64
10	〃	神戸800そ90-30
11	〃	神戸800そ48-67
12	糀屋ダム管理所	神戸800ち77-62
13	〃	神戸504の11-87
14	予備カード（総合管理所）	
15	予備カード（川代ダム）	
16	予備カード（鴨川・大川瀬ダム）	
17	予備カード（糀屋ダム）	
加古川水系広域農業水利施設総合管理所		13台（予備4）

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	南近畿土地改良調査管理事務所	奈良501は66-19
2	〃	奈良501も81-70
3	〃	奈良301せ87-85
4	〃	奈良301ぬ・6-73
5	〃	奈良800す49-57
6	〃	奈良800す58-51
7	〃	奈良501の23-01
8	〃	奈良480こ91-36
9	〃	奈良480せ・4-01
10	大迫ダム管理所	奈良800す71-21
11	〃	奈良800す60-47
12	〃	奈良800す67-86
13	津風呂ダム管理所	奈良480た55-48
14	〃	奈良800す45-43
15	予備カード（南近畿）	
16	〃（大迫ダム）	
17	〃（津風呂ダム）	
南近畿土地改良調査管理事務所		14台（予備3）

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局土地改良技術事務所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	土地改良技術事務所	京都502な82-90
2	〃	京都502ふ87-13
3	〃	京都302た63-23
4	〃	京都400ね29-08
5	〃	京都302ね・9-98
6	〃	京都800そ・9-31
7	〃	京都800そ32-65
8	〃	京都100そ72-32
9	予備カード	
10	〃	
土地改良技術事務所		8台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局東近江農地整備事業所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	東近江農地整備事業所	滋賀400ち32-78
2	〃	滋賀501は94-17
3	〃	滋賀501ほ・5-88
4	〃	滋賀400ち82-79
5	〃	滋賀581け91-92
6	〃	滋賀400ち55-96
7	〃	滋賀301の20-32
8	予備カード	
9	〃	
東近江農地整備事業所		7台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局東条川二期農業水利事業所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	東条川二期農業水利事業所	神戸503ひ90-67
2	〃	神戸480に15-70
3	〃	神戸504ま42-79
4	〃	神戸480み73-21
5	〃	神戸400ま31-96
6	〃	神戸581ま97-31
7	予備カード	
8	〃	
東条川二期農業水利事業所		6台(予備2)

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	亀岡中部農地整備事業所	京都480つ73-87
2	〃	京都400に・5-01
3	〃	京都502は67-28
4	〃	京都581さ49-60
5	〃	京都480と40-07
6	〃	京都480な62-11
7	予備カード	
亀岡中部農地整備事業所		6台(予備1)

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿農政局和歌山平野農地防災事業所

番号	官署又は部署	車両番号
1	和歌山平野農地防災事業所	和歌山480さ92-51
2	〃	和歌山480さ92-52
3	〃	和歌山480す77-44
4	〃	和歌山480す77-45
5	〃	和歌山480せ61-05
6	〃	和歌山480せ61-06
7	〃	和歌山300ふ65-83
8	〃	和歌山501そ55-48
9	〃	和歌山580む44-24
10	〃	和歌山501そ23-00
11	予備カード	
12	〃	
和歌山平野農地防災事業所		10台（予備2）

別紙2 車両一覧

契約者 分任支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所長

番号	官署又は部署	車両番号
1	森林管理事務所	京都301す89-26
2	〃	京都480て51-62
3	〃	京都302た19-58
4	〃	京都302た20-14
5	〃	京都301ひ10-04
6	〃	京都480ぬ20-87
7	〃(東山)	京都503ち25-69
8	〃(上賀茂)	京都503せ34-28
9	〃(宮津)	京都302す82-72
10	〃(箕面)	京都503つ92-22
森林管理事務所		10台

別紙3

	①予定数量	②資源エネルギー庁 発表の給油所小売価 格の近畿局(福井県は 除く。)平均価格(消費 税額及び地方消費税 額抜き)	③調整額 (加算減算額)	④ 計 (①×(②±③))
レギュラー ガソリン	75,300ℓ			円

※②の価格=((令和8年2月第3月曜日の近畿局(福井県を除く。)平均価格(小数点第2位未満は切り捨てる。)÷1.10

(小数点第2位未満は切り捨てる。))

④の価格に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

調整後単価(②±③)	.0円
------------	-----

	⑤予定数量	⑥資源エネルギー庁 発表の給油所小売価 格の近畿局(福井県は 除く。)平均価格(消費 税額及び地方消費税 額抜き)	⑦調整額 (加算減算額)	⑧ 計 (⑤×(⑥±⑦))
軽油	1,430ℓ			円

※⑥の価格=((令和8年2月第3月曜日の近畿局(福井県を除く。)平均価格(小数点第2位未満は切り捨てる。)−軽油引取税

32.1円)÷1.10+32.1円(小数点第2位未満は切り捨てる。))

※軽油引取税の暫定税率廃止後の計算では32.1円を15円に改める。

⑧の価格に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

調整後単価(⑥±⑦)	0円
------------	----

別表

番号	官署名	住所
1	近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
2	近畿農政局滋賀県拠点	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
3	近畿農政局大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
4	近畿農政局兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎
5	近畿農政局奈良県拠点	奈良県奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
6	近畿農政局和歌山県拠点	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
7	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56
8	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	兵庫県三木市志染町三津田1525
9	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 川代ダム管理所	兵庫県丹波篠山市大山下字大下ノ坪353-1
10	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1
11	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 津風呂ダム管理所	奈良県吉野郡吉野町河原屋849-5
12	近畿農政局土地改良技術事務所	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地
13	近畿農政局東近江農地整備事業所	滋賀県東近江市八日市緑町11-24
14	近畿農政局東条川二期農業水利事業所	兵庫県加東市社490番地66
15	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所	京都府亀岡市安町野々神31-5
16	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1
17	近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町